

別添

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて
 (平成 19 年 3 月 29 日健発第 0329010 号)

新	旧
<p>(略)</p> <p>3 <u>所得割の額の把握については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき関係情報を取得することや、患者本人又は保護者等に必要な書類の提出を求めること、関係機関等に対して照会を行うこと等の適切な方法により実施することとなるが、この把握に当たっては患者本人、保護者等及び関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに患者本人又は保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努められたいこと。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 <u>所得税額の把握については、患者本人又は保護者等により認定に必要な書類の提出を求め、必要に応じ関係機関等に照会することとされているが、この把握に当たっては関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努められたいこと。</u></p> <p>(略)</p>